

診療所等賃上げ・物価高騰対策支援事業に関するQ & A

令和8年3月23日版

【共通事項】

1 2月13日付けの通知では、支給要件や補助額等は示されているものの、申請等に係る詳細な案内がないが、今後の申請はどうやって（いつ）行えば良いか。

(答)

- 申請時期については、令和8年4月以降を予定しています。申請前には別途ご案内をさせていただき予定です。この際に申請様式等も含めた詳細な案内をさせていただきます。
- また、これに合わせ、3月中に問い合わせ窓口の開設を予定しています。詳細については、随時県HPにてお知らせいたします。

2 県から複数の通知が届いているが、今回の支援メニューについては、「福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金」とは異なる事業か。

(答)

- 診療所等賃上げ・物価高騰対策支援事業については、上記事業とは別の事業になります。補助対象や申請期間等が異なるためご注意ください。
- 上記事業は、「福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金の申請受付について（通知）」(R8.2.12付け医第5342号)の通知によりご案内をしています。

申請期間は、R8年2月16日（月）～3月31日（火）となっています。

お問い合わせについては、以下窓口にお問い合わせをお願いします。

(問い合わせ窓口)

福祉施設等物価高騰対策支援金事務局 TEL 050-5784-5560

- 一方、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業については、以下通知によりご案内をしています。

「診療所等賃上げ支援事業に係るベースアップ評価料の届出及び支援金交付に関する要件等について（通知）」(R8.2.13付け医第5464号)

「診療所等物価高騰対策支援事業について（通知）」(R8.2.13付け医第5464号)

※1つの封筒に2通知を同封しております。

3 有床診療所は令和7年8月1日時点の病床数、薬局は令和7年4月30日時点の店舗数に応じた支援となるが、それぞれの時点以降に開設した施設の取扱いについて教えてほしい。また、無床診療所や訪問看護ステーションはいつの時点で運営している施設が対象となるのか。

(答)

- 令和7年8月2日以降に開設した有床診療所、令和7年5月1日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している施設の病床数や店舗数に応じた支援となります。
- 無床診療所や訪問看護ステーションは本事業の申請時点で運営している施設が対象です。

4 令和7年8月1日時点では病院として運営していた施設が申請時点では有床診療所や無床診療所として運営していた場合、どちらが支援対象となるか。

(答)

- 本事業の申請時点で運営している施設類型で申請してください。
(例：令和7年8月1日時点では病院でしたが、本事業の申請時点では有床診療所となっていた場合は、有床診療所として申請してください。)

5 令和8年1月1日において廃止している場合や本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している場合は支給対象外となるが、廃止を予定している場合の終期を教えてほしい。

(答)

- 物価支援事業は医療機関等が足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和8年3月31日まで運営を継続している施設は対象となります。
- 他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和8年6月1日以降も運営され、本事業の実績報告期限となる同年8月1日まで運営を継続している施設を対象としますが、当該施設が同年7月31日までに廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象となります。

6 申請時点で休止届を出している場合は支給対象となるか。

(答)

- 対象となりません。

7 消費税の仕入控除税額の報告は不要か。

(答)

- 本事業の対象は特定の設備等を購入するための補助金ではないため、不要です。

8 指定管理の委託が行われている場合はどのように支給を受けたらよいか。

(答)

- 本事業の申請・給付等の権限について、指定管理元となる自治体等から指定管理先の法人等へ委任した上で、指定管理先の法人等から申請を行うことが可能です。

9 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのか。

(答)

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。

10 病院の歯科外来や医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いについて教えてください。

(答)

- 単に病院の1診療科として歯科外来がある場合は病院のみが給付対象となりますが、病院とは別に歯科診療所の開設届が出されている場合は病院と当該診療所の2つが給付対象となる
- また、医科診療所に歯科診療所が併設されている場合は、それぞれ開設者から開設届が出されている場合はそれぞれが給付対象となります。

【診療所等賃上げ支援事業】

1 賃上げ支援事業については、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料の届け出を行っていることが支給要件となっているが、手続きの方法、届出期限について、教えてほしい。

(答)

- ベースアップ評価料の届け出は、「医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局都道府県事務所」に行ってください。届け出制度や実際の届け出に係る問い合わせは、以下問い合わせ先に御相談ください。
問い合わせ先：関東信越厚生局山梨事務所
TEL：055-209-1001(受付時間：8：30～17：15(土曜・日曜・祝日を除く))
- 施設基準の算定開始日は毎月1日となるため、本事業の場合は1日までの届出期限としていますが、閉庁日の翌開庁日(2日)に届出を行い受理されれば1日から算定できるため、その場合は1日に届け出たものと見なします。
- なお、届出期限の前月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合は翌月中のベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合については、翌月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出することで要件を満たすものとして取扱います。

2 賃金改善の期間や基準月について教えてほしい。

(答)

- 本事業は給付金によって賃金改善を行うことを目的としており、令和7年11月の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、賃金改善を行った場合に対象となります。
- そのため、例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象となりません。
- また、令和7年12月から令和8年3月までの賃金改善については、令和8年3月までに実施する必要があります。
(※3月23日追記：3月までに賃金改善を実施することが原則ですが、やむを得ない場合(賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等)は、
 - ・4月以降(原則6月まで)、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給

- ・ 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含めることが可能です。

3 賃金改善の方法について教えてほしい。

（答）

- 本事業の支給額を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金（例：臨時賞与）又は特別手当（例：インフレ手当）を支給する方法でも差し支えありません。
- また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。
- なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引き上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4月及び5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

4 賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてほしい。

（答）

- 基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。
- 決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。
 - ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
 - ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

- 恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。
- 専ら健診部門で勤務する職員等、直接、保険診療に携わっていない職員の賃金改善も、対象医療機関に勤務していれば含めて差し支えありません。
- 法定福利費等の事業主負担分は、(基本給等+賞与+時間外手当の引き上げ分)×16.5%で簡便に計算することもできます。
- これらについては、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。
- なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月(令和8年1月～6月)に支払われるものを含めることも可能です。

(参考) 令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、夜勤職員の確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、夜勤手当の増額に用いることを可能とすることが検討されています。

5 時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するか。

(答)

- 基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。
- なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引き上げ分は含まれません。

6 一時金や特別手当の支払について留意点を教えてほしい。

(答)

- 一時金や特別手当は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分を令和8年3月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。
- (※3月23日追記：3月までに賃金改善を実施することが原則ですが、やむを得ない場合(賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等)は、4月以降(原則6月まで)、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含めることが可能です。

○ なお、例えば2月中に3月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で3月に退職した場合、本来、3月分については返還されるべき部分となります。

一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることとなりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。

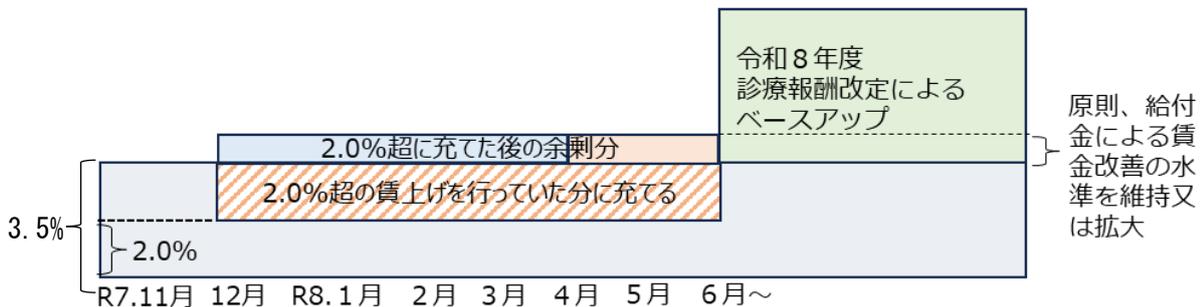
7 「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてください。また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員はどのように取り扱うべきか教えてください。

(答)

○ 本規定は、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。

(例：令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年4月1日時点で対象職員のベースアップの水準が3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和7年12月から令和8年5月までの間継続していた場合は1.5%分×6ヶ月×対象職員数に本事業の支給額を充てることができます。)

【令和7年度中に2.0%超の賃上げをしていた分に充てる場合】



○ 上回る部分の計算方法については、例えば、令和7年3月31日時点で在籍している対象職員の基本給（月額）と、令和7年12月時点で在籍している当該職員の基本給（月額）を比較し、2.0%を上回っている部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料

による賃金改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回っている部分にベースアップ評価料による賃金改善分が含まれている場合は当該部分を除いた部分が対象となります。

- また、令和7年4月から11月までの間に採用した職員についても、令和7年12月時点の当該職員の基本給（月額）が、当該職員と同一職種で同等の年齢・役職の職員の令和7年3月31日時点の基本給（月額）と比較して2.0%を上回っている場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができます。

8 育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるか。

（答）

- 育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。

9 賃金改善を行ったことを証明する書類（賃金台帳等）について、申請時や実績報告時に添付する必要はありますか。

（答）

- 申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりません。
- ただし、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管するようにしてください。

10 同一法人が運営する複数の診療所等において法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の診療所等を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、診療所等毎の賃金改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じるが、どのように対応したらよいか。

（答）

- 法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の診療所等を運営している場合は、同一法人内の一部の対象診療所等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、当該法人が運営する複数の診療所等でまとめて賃金改善に必要な額を計算し、各診療所等の賃金改善額を算出して、これに本事業の支給額を充てることや、実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能で

す。その場合、法人が複数の診療所等の分を取りまとめた上で申請ください。ただし、施設区分の異なる施設はまとめることができませんのでご注意ください。

例) A無床診療所とB無床診療所を運営 → A無床診療所とB無床診療所分を取りまとめて申請可(※一括振込となります)

例) C無床診療所とD訪問看護ステーションを運営 → C無床診療所とD訪問看護ステーションは別々に申請ください(※申請ごとの振込となります)。

(参考) 令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、複数の保険医療機関を、給与体系を共通とする法人が有する場合には、給与総額や賃金改善総額の算出を、複数事業所で合算したうえで、按分できる仕組みや、実績報告においても合計で評価することとし、合計で給与改善総額が算定総額以上であればよいこととする仕組みが検討されています。

11 実施要綱には「原則として、(中略)令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とあるが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるか。

(答)

- ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

12 本事業の給付金を活用して、法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者に対して賃金改善を行うことはできるか。

(答)

- 対象医療機関等の職員と兼務しており、勤務実態があれば本事業の給付金を活用して賃金改善を行うことが可能です。

13 賃金改善の期間中に採用した職員への取扱いについて教えてほしい。

(答)

- 令和7年12月から令和8年5月までの間で採用した職員については、
 - ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和8年5月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は採用月から令和8年3月までの月数分は本事業の賃金改善に含まれます。

14 賃金改善の期間中に退職した職員への取扱いについて教えてほしい。

(答)

- 令和7年12月から令和8年5月までの間で退職した職員については、
 - ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和7年12月から退職月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで（遅くとも令和8年3月まで）の月数分は本事業の賃金改善に含まれます。

15 公立医療機関では賃金改善するための予算措置や条例改正が必要となるため、令和8年4月以降でしか賃金改善を行えない場合もあるが、どのように対応したらよいか。また、本事業の支給額は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることは可能か。

(答)

- ご質問のように、予算の議決や条例の改正が必要な場合は、令和8年3月までに賃金改善の意思決定を行った上で、
 - ・令和8年4月（又は5月）に、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げを令和7年12月に遡って実施し、同年4月及び5月は基本給又は決まって支払われる手当の引き上げを行った上で、6月1日以降の賃金改善の水準を原則、維持・拡大する方法が考えられます、
 - また、本事業の支給額は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることも可能です。
- (※3月23日追記の運用については、本事項の考え方を準用したものととなります。)

16 実施要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。」とあるが、具体的な事例を教えてほしい。

(答)

- 本規定は、本事業の支給額によって賃金改善を図ったものの、他の賃金項目の水準を低下することで、賃金改善の効果を減殺することを防ぐために設けたものとなります。
- 他律的な要因（例：人事院勧告等）で毎月決まって支払われる手当の水準が引き下がることは本規定には該当しませんが、本事業の賃金改善の効果を減殺することを目的に引き下げた場合は、支給額の全額の返還を求める場合があります。

17 令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金（病院は4万円/床、診療所等は18万円/施設）を充てることができましたが、今般の賃上げ支援事業との関係を教えてほしい。

（答）

- 本事業の実施要綱では賃金改善の内容に「他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。」とあるため、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して、基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げている部分や、令和7年12月分～令和8年3月分の一時金又は特別手当として支給している部分が明確に判別できる場合には、当該支給額を賃金改善の内容に含めることはできません。

18 本事業に加え、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業を活用することは可能か。

（答）

- 同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められませんが、両方を職員の賃上げに活用すること（※）は可能です。
※ 例えば、本事業による賃金改善額への更なる上乘せや、本事業で対象としない者や経費に充てるものとして交付金を活用するといった方法が考えられます。

19 医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、介護分野の賃上げ支援補助金と本事業の双方を申請することは可能か。

（答）

- 対象職員の賃金改善の水準が3.0%として、1.5%分に介護分野から、1.5%分に医療分野から充てる等、賃金改善を行う部分が重複しない場合は可能です。

【診療所等物価高騰対策支援事業】

1 物価高騰対策支援事業においては、賃上げ支援事業の補助要件になっているベースアップ評価料の届け出は必要ないか。

(答)

○ 本事業においては、賃上げ支援事業と異なり、ベースアップ評価料の届け出等の要件はなく、次の①、②を満たす、医科診療所、歯科診療所、保険薬局が支援を受けることができます。

- ① 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
- ② 令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと

2 実施要綱にある「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とはどのような考え方となるのか。

(答)

○ 各保険薬局が毎年8月1日時点の状況として地方厚生（支）局長へ届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している、令和7年4月30日時点の数となります。

なお、同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局となります。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）（令和6年3月5日保医発0305第6号）より）